

2. 井田川地区の現状と課題及び再生の方向性

2 - 1. 井田川地区の現状

(1) 井田川地区の概況

- ❖ 井田川地区は、南相馬市小高区東側の太平洋沿岸部に位置します。
- ❖ 古くは「井田川浦」と呼ばれる低地の浦で、明治時代以前には東西に約 1.8km、南北に約 1kmの海を形成していました。明治時代以降、干拓事業による開田が行われ、低平地は水田として長く利用されてきました。
- ❖ 本地域の中央には、小高区東側の丘陵地に源を発する二級河川宮田川（流域面積 18.1km²、河川延長 6.88km）が流れています。井田川浦を埋め立てた干拓地という性格上、昭和 40 年代以前までは、宮田川下流域は水はけが悪く、河川氾濫や内水被害が繰り返されてきました。昭和 40 年代以降は河口部で排水機場や井田川中央排水路などの整備を進めてきたことから、良好な農地として発展してきました。
- ❖ 井田川地区の農地を含めた土地所有者割合は、井田川行政区をはじめ浦尻行政区、下蛸沢行政区の3つの行政区の住民で約 85%となっていますが、隣接する浪江町等の地区外の住民が所有する土地も約 10%含まれており、井田川地区内外の権利者が混在している状況です。
- ❖ 平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災では、低平地であった大部分が津波で浸水し、集落や農地等に甚大な被害が及びました。また、河口部では激しい揺れと大津波により、排水機場、排水樋門等が損壊・流失するなど施設機能の喪失、地盤沈下も起こったため、農地等に滞留した海水や雨水が排除できない状況が続きました。また、原発事故の影響による、長期避難が続いたため農地は荒廃し、営農再開の見込みは立っていません。
- ❖ 井田川地区の農業再開のほか、新たな土地利用展開に向けては、中央部の低平地の地盤状況や河川、農業関連施設等の基盤整備を勘案した事業立案が必要と考えます。



■ 井田川地区の概況



上図：平成 20 年撮影、下図：平成 24 年撮影 出典：国土地理院空中写真



左図：干拓以前の井田川浦（明治 41 年測量）出典「二級河川宮田川水系河川整備計画：福島県」

右図：津波被災後の井田川地区 出典「農業農村整備関係災害記録誌：福島県(写真提供：朝日航洋株式会社)」

(2) 人口の推移

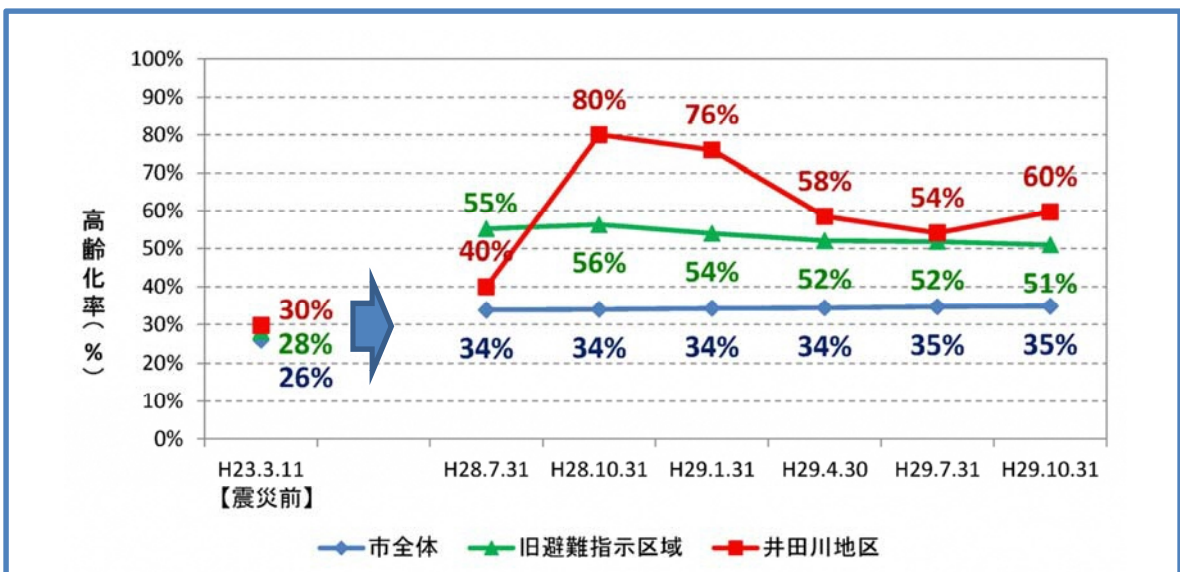
- ❖ 東日本大震災前の井田川地区の人口は 800 人でした。その後、平成 28 年 7 月 11 日までは避難指示が続き、避難指示解除以降の帰還状況は上昇傾向にはあるものの、平成 29 年 10 月末時点で 62 人と震災前の 1 割にも満たない状況となっています。
- ❖ 井田川地区の高齢化率は、平成 29 年 10 月末で約 60%（震災前は約 30%）に達しており、市域の中でも高齢化率が高い地区となっています。
- ❖ 井田川地区の復興にあたっては、原発事故等の影響に伴う居住人口の減少や高齢化の急速な進展を十分に踏まえるとともに、農業従事者（営農希望者や新たな担い手確保）など、住民意向を十分に踏まえた事業立案が必要と考えます。

■ 南相馬市、旧避難指示区域及び井田川地区の居住人口推移



出典：南相馬市被災者支援・定住推進課調べ

■ 南相馬市、旧避難指示区域及び井田川地区の高齢化率



出典：南相馬市被災者支援・定住推進課調べ

(3) 災害危険区域の指定

- ❖ 東日本大震災による津波で家屋が流出するなど、甚大な被害を受けた井田川地区の多くは災害危険区域に指定され、居住目的の建築は制限されています。
- ❖ また、井田川地区の低平地部に点在していた集落の多くは、防災集団移転促進事業によって、他地域への移転が概ね完了していますが、原発事故に伴う避難指示の長期化が影響し、多くの居住者は旧避難指示区域外へ移転している状況にあります。
- ❖ そのため、農業を営んできた居住者にとって、営農再開にあたっては、居住地と耕作地が離れたことに伴う、通い農業や農業用施設等の維持管理など新たな課題への対応が必要であると考えます。

■ 井田川地区の災害危険区域

井田川	北新田の一部、堀ノ内、南新田の一部
浦 尻	北川原、北向の一部、台ノ前の一部、西向の一部、広町、前田の一部、前原、町、屋敷西
蛸 沢	稲村の一部、江ノ東の一部、笠谷の一部、川脇の一部、半谷の一部

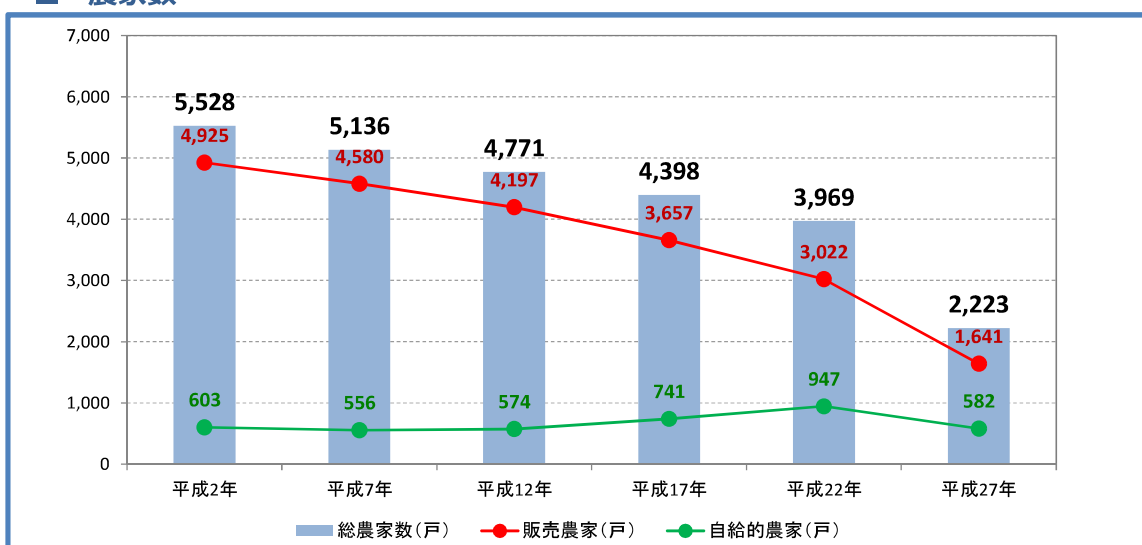
■ 災害危険区域図（井田川地区周辺）



(4) 農業

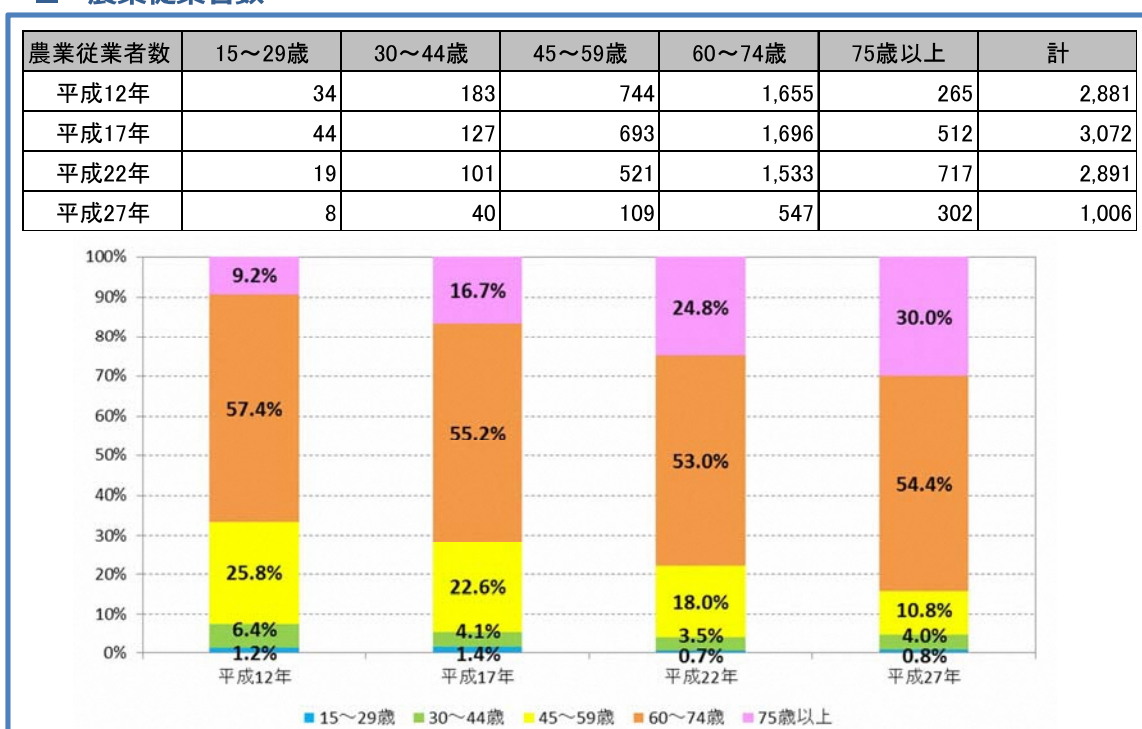
- ❖ 井田川地区の基幹産業である農業分野に関して、南相馬市全体で見た場合、総農家数は減少傾向にあり、震災後の平成 27 年では、2,223 戸となりました。販売農家も総農家数に合わせて減少傾向にあり、平成 27 年は 1,641 戸となっています。自給的農家は、平成 7 年以降、増加傾向にありましたが、震災後の平成 27 年は 582 戸となっています。
- ❖ 主に農業に従事している基幹的農業従業者数は、震災後の平成 27 年は、平成 22 年の3分の1程度の従事者となっています。年齢階層別にみると、60 歳以上が大きな割合を占めており、震災後の平成 27 年において、より顕著となっています。

■ 農家数



出典：農林業センサス

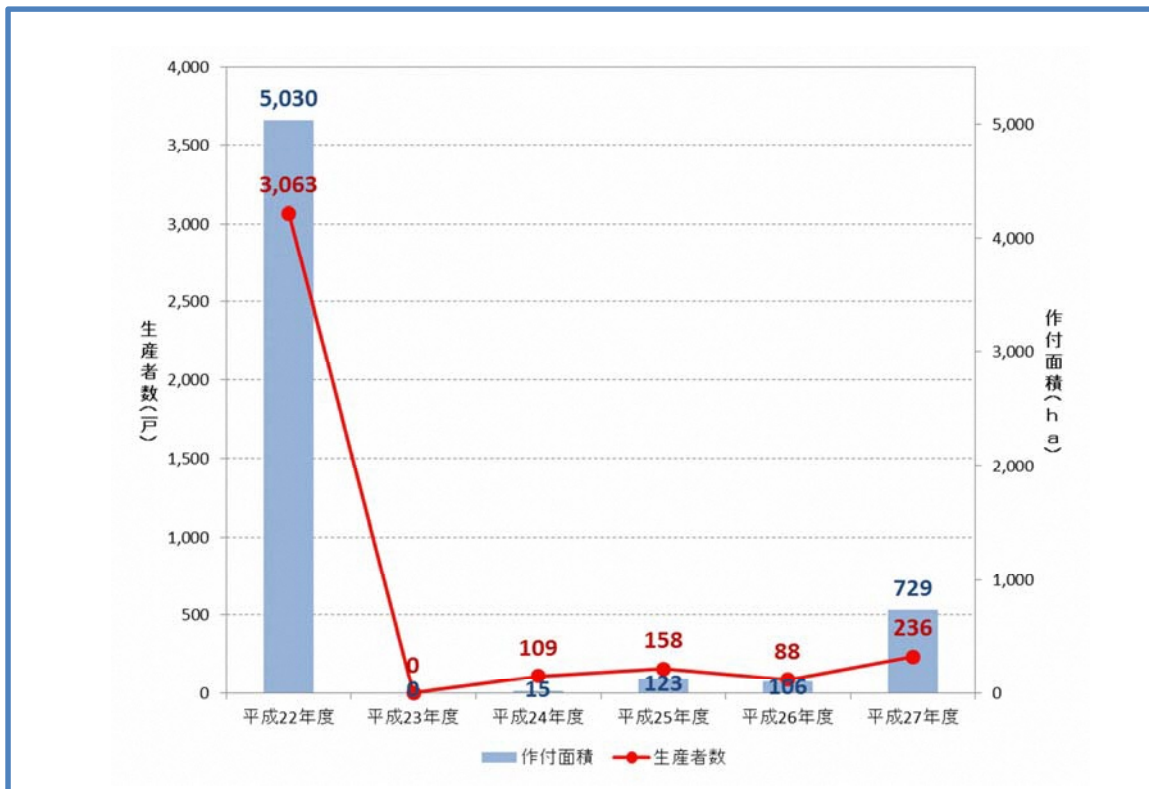
■ 農業従業者数



出典：農林業センサス

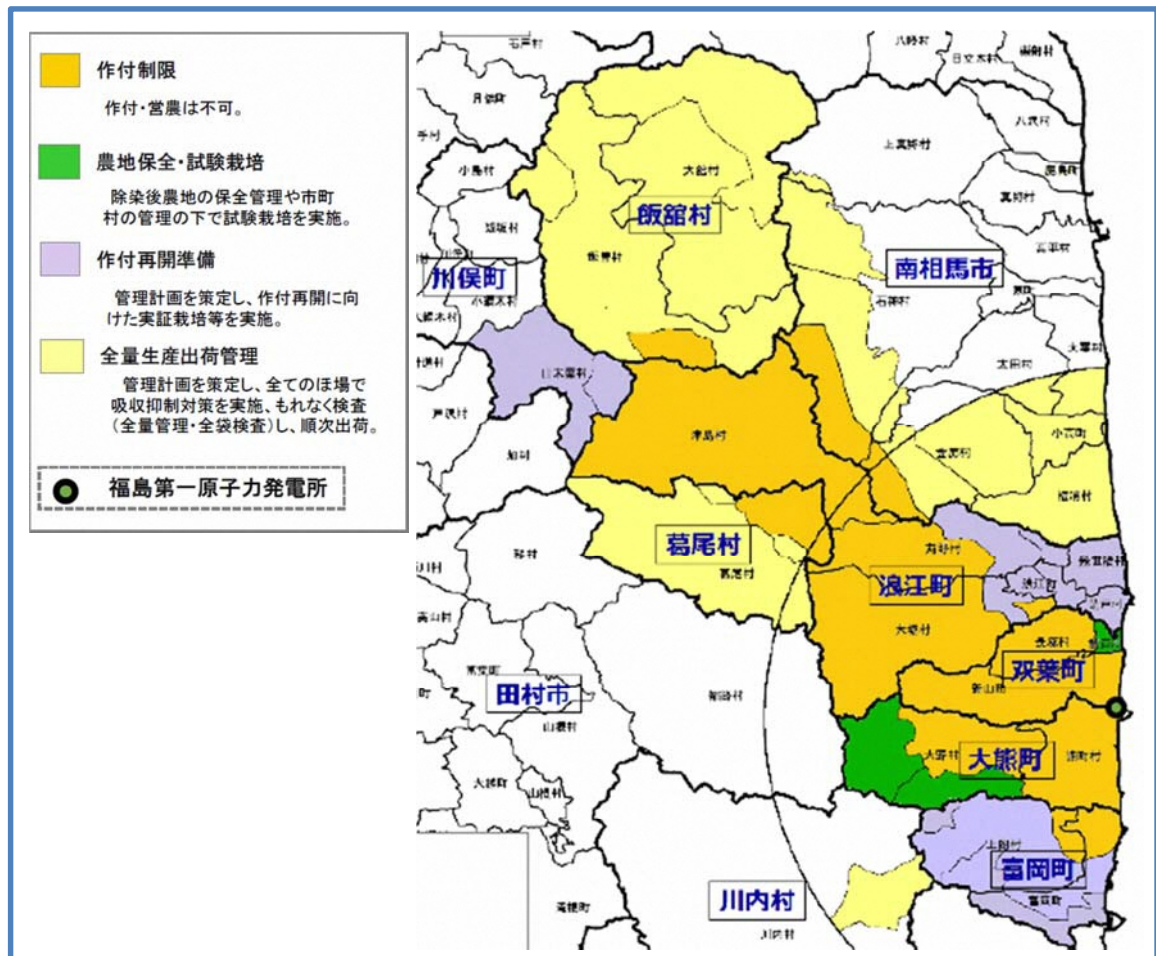
- ❖ 本市は、原発事故の影響により、震災後の平成 23 年は市内全域で水稲作付制限が行われました。平成 24 年以降再開に向け、本市又は環境省の除染実施計画に基づく一通りの農地除染は、平成 29 年 3 月末までに概ね完了したところです。しかし、除染に期間を要したことや防潮堤や道路、排水機場などのインフラ復旧や、防災集移転促進事業などの沿岸部津波被災地の再生に向けた取組等の複数の要因から、水稲作付面積は震災前（平成 22 年度に対する平成 27 年度の割合）の約 14%、生産者数は約 8%の水準まで落ち込んだままとなっています。
- ❖ また、井田川地区では「原子力災害対策特別措置法の規定に基づく食品の出荷制限及び摂取制限の指示（平成 29 年 9 月 11 日現在）」により、現在も穀類（米、クリ）、果実（ユズ、ウメ、ビワ、カキ、キウイフルーツ）、山菜（たけのこ、ごごみ、わらびなど）ほか、出荷制限及び摂取制限の指示が続いています。
- ❖ 基幹産業の農業分野については、震災以前から農家や担い手の減少、高齢化などの諸課題を抱えていました。現在、原発事故等の影響により課題はより一層深刻化しており、震災後、津波被災、荒廃した農地・農業関連施設等の基盤整備の必要性とそれに伴う負担、離農者の増加や従事者の高齢化、農業再開への担い手不足、風評被害対策を含めた農産物の安全性の確保など、地域を取り巻く状況を十分に踏まえた上で、地域住民が望む新たな復興の仕組みづくりが必要であると考えます。

■ 水稲作付状況



出典：南相馬市農林水産業再興プラン

■ 29年産米の作付制限等の対象地域



出典：農林水産省HP

2 - 2. 井田川地区再生の方向性

井田川地区の現状のまとめ

- ・中央部の低平地の地盤状況や河川、農業関連施設等の基盤整備を勘案した事業立案
- ・居住人口の減少、高齢化の現状や住民意向を十分に踏まえた事業立案
- ・居住地と耕作地が離れてしまったことに伴う通い農業、農業用施設の維持管理への対応
- ・農業再開へ向けた担い手の確保、風評被害対策を含めた農産物の安全性の確保

検討事業

- ・ほ場整備又は災害復旧
- ・再生可能エネルギー（太陽光・風力発電）
- ・畜産復興牧場整備（牛）
- ・牧場整備（馬）
- ・井田川花の浦整備（都市公園・園芸施設含む）

[検討事業の状況]

- ・太陽光発電施設整備事業（以下、「太陽光発電事業」という。）は実現化に向けて具体的に協議中
- ・ほ場整備事業、太陽光発電事業を除く事業は、実施主体・実施時期が不明確であり、他の場所での実施の可能性も含め検討中（井田川地区への固執はない）
- ・風力発電事業は風況調査等の結果から事業実施は見送り
- ・畜産復興牧場整備事業（牛）は他候補地での展開も視野に実施見送り
- ・井田川花の浦整備事業は、都市公園事業として行う際、公有地化（持続性の担保）などの大規模な用地確保が必要であり実現性が低い

地域住民の意向

- ・各行政区によって温度差はあるものの、地元での営農意欲は低い
- ・ほ場整備事業に係る土地改良区への事務委託費負担分の軽減
- ・太陽光発電事業に係る事業用地は原則借地での対応
- ・営農再開には、担い手の問題、土地の問題、新たな営農手法など検討が必要
- ・住民間における公平性の担保
- ・地域住民ではまとめきれないため市の土地利用案提示を求める声

課題と制約

①井田川地区の課題

- ・人材の課題（農業の復興・再生を進める担い手（農業従事者）の確保）
- ・費用の課題（ほ場整備及び災害復旧に要する各地権者の費用負担軽減）
- ・手法の課題（地域間・地権者間での再生に関する温度差・不公平感の解消）

②制度的、時間的制約

- ・ほ場整備事業 福島再生加速化交付金の制度活用期限 平成 32 年度まで
- ・太陽光発電事業 調達価格の低減又は調達期間短縮等の可能性 平成 29 年度内工事着工

井田川地区再生の方向性

太陽光発電事業による売電収益からの地域貢献を活用し、ほ場整備事業着手への地元機運の高まりを好機と捉え、井田川地区が抱える農業担い手確保や営農効率化などを視野に、ほ場の大区画化を図り、多様な農畜産業等の実現可能性を検討し、当該地域に適した営農形態、持続可能な営農体制の実現を目指す必要があると考えます。